

第8期 介護保険料のイメージ

令和2年10月
湖 南 市

保険料の設定について

1. 第1号被保険者の介護保険料設定について

(1) 保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、次の算定式により、保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned} \text{保険料収納必要額} = & \{ \text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.23 \\ & + \text{①標準給付費見込額} \times 0.05 - \text{⑨調整交付金見込額} \\ & + \text{⑩財政安定化基金拠出金見込額} + \text{⑪財政安定化基金償還金} \\ & - \text{⑬準備基金取崩額等} \\ & + \text{⑭市町村特別給付費等} \\ & - \text{⑮財政安定化基金取崩による交付額} \} \end{aligned}$$

■ 保険料収納必要額の算定（イメージ）

		算出方法	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
①標準給付費見込額	A		2,868,511	3,106,626	3,311,295	9,286,432
②地域支援事業費見込額	B		147,382	151,981	156,723	456,086
③上記①と②の合計	C	A+B	3,015,893	3,258,607	3,468,018	9,742,518
④第1号被保険者負担分相当額	D	C×0.23	693,655	749,480	797,644	2,240,779
⑤調整交付金相当額	E	A×0.05	147,067	159,086	169,437	475,589
⑧調整交付金見込交付割合	F	$\frac{(0.23+0.05)}{0.23 \times G \times H}$	0.0000	0.0000	0.0000	
⑥後期高齢者加入割合補正係数	G		1.1448	1.1449	1.1408	
⑦所得段階別加入割合補正係数	H		1.0689	1.0694	1.0694	
⑨調整交付金見込額	I	E×F÷0.05	0	0	0	0
⑩財政安定化基金拠出金見込額	J		0	0	0	0
⑪財政安定化基金償還金	K		0	0	0	0
⑫準備基金の残高 (平成29年度末の見込額)	L					122,000
⑬準備基金取崩額	M					90,000
⑭市町村特別給付費等	N		0	0	0	0
⑮財政安定化基金取崩による交付額	O		0	0	0	0
保険料収納必要額			840,722	908,565	967,081	2,626,368

(2) 保険料の基準額の設定

(1) で算出した「保険料収納必要額 (3 か年分)」を第 8 期期間中の介護
保険第 1 号被保険者見込者数 (延べ人数) で除し、それを 12 か月で除した数
値が保険料の基準額 (保険料の月額の基本額) となります。

(式) 保険料基準額

$$= \text{「保険料収納必要額 (3 年間分)」} \div \text{第 1 号被保険者数 (3 年間分)} \div 12 \text{ か月}$$

(3) 第 7 期中における湖南省の段階設定

保険料基準額に対し、所得や収入に応じて保険料の設定を変化させます。国の基準においては 9 段階に設定されていますが、湖南省においては 12 段階の設定を設け、所得に応じた保険料の取扱いをしています。

(次ページに現在の保険料段階表)

～第7期計画 令和2年度の介護保険料段階表～

所得段階	対 象 者	被保険者の割合	算定乗率	実際の乗率 ※	1か月の 平均保険料額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	9.70%	0.48	0.3	1,618円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人				
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	5.50%	0.7	0.5	2,698円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	5.50%	0.73	0.7	3,777円
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	14.60%	0.88	0.88	4,748円
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、上記以外の人	18.50%	1	1	5,396円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	17.60%	1.14	1.14	6,151円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	13.40%	1.25	1.25	6,745円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	10.40%	1.45	1.45	7,824円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.80%	1.5	1.5	8,094円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.60%	1.85	1.85	9,893円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	0.50%	2	2	10,792円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	0.80%	2.15	2.15	11,601円

被保険者の割合は第7期計画策定時の想定した割合を掲載

※実際の乗率：低所得者層に対する介護保険料軽減対策により市の定めた算定乗率よりも引き下げて保険料の軽減を行うこととされた制度により実際に保険料の基準額に乗じている割合です。市の定めた乗率との差分については、国、県、市より補助を受けることができます。

(4) 第8期保険料収納必要額の見込み(単純計算)

給付費の見込みや第1号被保険者数の見込みをもとに算出した結果は以下のとおりです。

(単位: 千円)

		算出方法	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
①標準給付費見込額	A		3,488,818	3,626,829	3,743,939	10,859,586
②地域支援事業費見込額	B		139,401	141,501	141,601	422,503
③上記①と②の合計	C	A+B	3,628,219	3,768,330	3,885,540	11,282,089
④第1号被保険者負担分相当額	D	$C \times 0.23$	834,490	866,716	893,674	2,594,880
⑤調整交付金相当額(給付費+総合じぎゅ分)	E	$(A+B \text{ 一部}) \times 0.05$	176,477	183,378	189,233	549,088
⑧調整交付金見込交付割合	F	$(0.23+0.05) - 0.23 \times G \times H$	0.0000	0.0000	0.0000	
⑥後期高齢者加入割合補正係数	G		1.1958	1.1930	1.1884	
⑦所得段階別加入割合補正係数	H		1.0683	1.0683	1.0683	
⑨調整交付金見込額	I	$E \times F \div 0.05$	0	0	0	0
⑩財政安定化基金拠出金見込額	J		0	0	0	0
⑪財政安定化基金償還金	K		0	0	0	0
⑫準備基金の残高(平成29年度末の見込額)	L					30,000
⑬準備基金取崩額	M					0
⑭市町村特別給付費等	N		0	0	0	0
⑮財政安定化基金取崩による交付額	O		0	0	0	0
保険料収納必要額			1,010,967	1,050,094	1,082,907	3,113,968

(5) 第8期保険料基準額のイメージ(単純計算)

(4)により算出された3年間における保険料収納必要額をもとに算出された基準額は次のとおりとなりました。

6,144円/月

(6) 第8期中における湖南省の段階設定を 12 段階とした場合の各段階の保険

料のイメージ

第8期計画における保険料の段階を 12 段階（現状と同条件）とした場合の各段階の保険料の設定については次のとおりとなります。

所得段階	対 象 者	被保険者の割合	算定乗率	実際の乗率※	1か月の平均保険料額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	9.70%	0.48	0.3	1,843円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人				
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	6.60%	0.7	0.5	3,072円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	5.90%	0.73	0.7	4,301円
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	12.40%	0.88	0.88	5,407円
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、上記以外の人	18.80%	1	1	6,144円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	19.30%	1.14	1.14	7,004円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	13.00%	1.25	1.25	7,680円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	9.70%	1.45	1.45	8,909円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.80%	1.5	1.5	9,216円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.50%	1.85	1.85	11,366円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	0.50%	2	2	12,288円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	0.80%	2.15	2.15	13,210円

協議事項-《保険料の設定について》-

第7期計画においては保険料段階を 12 段階と設定していますが、変更すること可能です。（被保険者の割合が多いところや、合計所得金額の幅が多きいところを細分化することも可能です。）

また市の定める算定乗率を変更することも可能です。

ここで定められた保険料の設定は第8期計画の3年間に適用されます。

(5)第1号被保険者の保険料推計

保険者名	湖南省
保険者番号	25211
推計パターン名	10.19

1. 7期保険料基準額

第7期保険料の基準額(月額)	5,396
----------------	-------

2. 保険料基準額の指標

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額(月額)	5,957	6,597	7,532	8,676	9,135
準備基金取崩額の影響額	0	0	0	0	0
準備基金の残高(前年度末の見込額)	0	0	0	0	0
準備基金取崩額	0	0	0	0	0
準備基金取崩割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率(%) (対7期保険料)	10.4%	22.3%	39.6%	60.8%	69.3%

3. 保険料設定を弾力化した場合の保険料額の指標

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額(月額)	6,144	6,804	7,769	8,949	9,422
準備基金取崩額の影響額	0	0	0	0	0
準備基金の残高(前年度末の見込額)	0	0	0	0	0
準備基金取崩額	0	0	0	0	0
準備基金取崩割合	—	—	—	—	—
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率(%) (対7期保険料)	13.9%	26.1%	44.0%	65.8%	74.6%

4 介護保険料基準額(月額)の内訳

	金額					構成比				
	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費	5,525	6,142	7,029	8,125	8,521	92.8%	93.1%	93.3%	93.6%	93.3%
在宅サービス	3,223	3,530	4,026	4,620	4,865	54.1%	53.5%	53.4%	53.3%	53.3%
居住系サービス	366	384	452	532	519	6.1%	5.8%	6.0%	6.1%	5.7%
施設サービス	1,937	2,229	2,552	2,973	3,137	32.5%	33.8%	33.9%	34.3%	34.3%
その他給付費	247	277	322	366	419	4.2%	4.2%	4.3%	4.2%	4.6%
地域支援事業費	184	178	180	185	194	3.1%	2.7%	2.4%	2.1%	2.1%
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保険料収納必要額（月額）	5,957	6,597	7,532	8,676	9,135	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
準備基金取崩額	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
基準保険料額（月額）	5,957	6,597	7,532	8,676	9,135	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
（弾力化した場合）										
総給付費	5,699	6,335	7,251	8,381	8,789	92.8%	93.1%	93.3%	93.6%	93.3%
在宅サービス	3,324	3,641	4,152	4,765	5,018	54.1%	53.5%	53.4%	53.3%	53.3%
居住系サービス	377	396	466	548	536	6.1%	5.8%	6.0%	6.1%	5.7%
施設サービス	1,998	2,299	2,632	3,067	3,235	32.5%	33.8%	33.9%	34.3%	34.3%
その他給付費	255	285	333	378	432	4.2%	4.2%	4.3%	4.2%	4.6%
地域支援事業費	190	183	185	191	200	3.1%	2.7%	2.4%	2.1%	2.1%
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保険料収納必要額（月額）	6,144	6,804	7,769	8,949	9,422	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
準備基金取崩額	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
基準保険料額（月額）	6,144	6,804	7,769	8,949	9,422	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5. 保険料収納必要額関係

		第8期				令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
標準給付費見込額 (A)		10,859,585,714	3,488,818,141	3,626,828,987	3,743,938,586	4,140,456,763	4,883,068,183	5,560,265,509	6,207,164,274
	総給付費	10,291,906,000	3,307,196,000	3,437,514,000	3,547,196,000	3,923,642,000	4,628,585,000	5,275,453,000	5,892,553,000
	特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	341,948,562	109,402,234	114,036,117	118,510,211	130,600,915	153,290,960	171,560,174	189,509,810
	特定入所者介護サービス費等給付額	341,948,562	109,402,234	114,036,117	118,510,211	130,600,915	153,290,960	171,560,174	189,509,810
	特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	197,795,301	63,282,173	65,962,576	68,550,552	75,544,249	88,668,984	99,236,552	109,619,265
	高額介護サービス費等給付額	197,795,301	63,282,173	65,962,576	68,550,552	75,544,249	88,668,984	99,236,552	109,619,265
	高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額医療合算介護サービス費等給付額	17,275,548	5,527,099	5,761,207	5,987,242	6,598,076	7,744,397	8,667,374	9,574,206
	算定対象審査支払手数料	10,660,303	3,410,635	3,555,087	3,694,581	4,071,523	4,778,842	5,348,409	5,907,993
	審査支払手数料一件あたり単価		67	67	67	67	67	67	67
	審査支払手数料支払件数	159,109	50,905	53,061	55,143	60,769	71,326	79,827	88,179
	審査支払手数料差引額 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費 (B)		422,503,000	139,401,000	141,501,000	141,601,000	139,465,096	141,901,992	143,840,057	145,739,140
	介護予防・日常生活支援総合事業費	122,193,000	40,731,000	40,731,000	40,731,000	35,478,995	36,294,163	35,824,974	35,347,211
	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	208,000,000	68,000,000	70,000,000	70,000,000	73,672,101	75,293,829	77,701,083	80,077,929
	包括的支援事業 (社会保障充実分)	92,310,000	30,670,000	30,770,000	30,870,000	30,314,000	30,314,000	30,314,000	30,314,000
第1号被保険者負担分相当額 (D)		2,594,880,404	834,490,402	866,715,897	893,674,105	1,001,501,715	1,205,992,842	1,431,730,497	1,702,578,115
調整交付金相当額 (E)		549,088,936	176,477,457	183,377,999	189,233,479	208,796,788	245,968,117	279,804,524	312,125,574
調整交付金見込額 (I)		0	0	0	0	0	25,581,000	17,348,000	177,912,000
	調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000
	特別調整交付金の交付見込額		0	0	0	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合 (H)			0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.52%	0.31%	2.85%
	後期高齢者加入割合補正係数 (F)		1.1958	1.1930	1.1884	1.1907	1.1109	1.1110	1.0111
	後期高齢者加入割合補正係数 (要介護等発生率による重み付け)		1.1774	1.1746	1.1706				
	後期高齢者加入割合補正係数 (1人あたり給付費による重み付け)		1.2141	1.2114	1.2061	1.1907	1.1109	1.1110	1.0111
	所得段階別加入割合補正係数 (G)		1.0683	1.0683	1.0683	1.0683	1.0683	1.0683	1.0683
市町村特別給付費等		0	0	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額		0				0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業交付額		0				0	0	0	0
保険料収納必要額 (L)		3,143,969,340				1,210,298,503	1,426,379,959	1,694,187,021	1,836,791,689
予定保険料収納率		99.00%				99.00%	99.00%	99.00%	99.00%

6. 第1号被保険者数関係

		第8期				令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
第1号被保険者数		41,477	13,629	13,825	14,023	14,417	14,883	15,345	15,801
前期(65～74歳)	前期(65～74歳)	21,506	7,351	7,169	6,986	6,621	5,993	6,389	6,782
	後期(75歳～)	19,971	6,278	6,656	7,037	7,796	8,890	8,956	9,019
	後期(75歳～84歳)	14,495	4,540	4,831	5,124	5,708	6,133	5,552	4,971
	後期(85歳～)	5,476	1,738	1,825	1,913	2,088	2,757	3,404	4,048
所得段階別加入割合									
第1段階	第1段階	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	第2段階	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%
	第3段階	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%
	第4段階	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%
	第5段階	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%
	第6段階	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%
	第7段階	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%
	第8段階	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%
	第9段階	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数									
第1段階	第1段階	4,023	1,322	1,341	1,360	1,398	1,443	1,488	1,532
	第2段階	2,748	903	916	929	955	986	1,016	1,046
	第3段階	2,429	798	810	821	844	872	899	925
	第4段階	5,150	1,692	1,717	1,741	1,790	1,848	1,905	1,962
	第5段階	7,800	2,563	2,600	2,637	2,711	2,799	2,886	2,972
	第6段階	7,501	2,465	2,500	2,536	2,608	2,692	2,775	2,858
	第7段階	5,876	1,931	1,958	1,987	2,042	2,108	2,174	2,238
	第8段階	3,288	1,080	1,096	1,112	1,143	1,180	1,217	1,253
	第9段階	2,662	875	887	900	926	955	985	1,015
	合計	41,477	13,629	13,825	14,023	14,417	14,883	15,345	15,801
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入割合									
第1段階	第1段階	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	第2段階	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%
	第3段階	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%
	第4段階	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%
	第5段階	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%
	第6段階	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%
	第7段階	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%
	第8段階	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	第9段階	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	第10段階	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
	第11段階	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
	第12段階	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%
	第13段階								
	第14段階								
	第15段階								
	第16段階								
	第17段階								
	第18段階								
	第19段階								
	第20段階								
	第21段階								
	第22段階								
	第23段階								
	第24段階								
	第25段階								
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別被保険者数									
第1段階	第1段階	4,023	1,322	1,341	1,360	1,398	1,443	1,488	1,532
	第2段階	2,748	903	916	929	955	986	1,016	1,046
	第3段階	2,429	798	810	821	844	872	899	925
	第4段階	5,150	1,692	1,717	1,741	1,790	1,848	1,905	1,962
	第5段階	7,800	2,563	2,600	2,637	2,711	2,799	2,886	2,972
	第6段階	7,999	2,628	2,666	2,705	2,780	2,870	2,959	3,047
	第7段階	5,377	1,767	1,792	1,818	1,869	1,930	1,990	2,049
	第8段階	4,017	1,320	1,339	1,358	1,396	1,441	1,485	1,530

「5_保険料推計」シート

第9段階	761	250	254	257	265	273	282	290
第10段階	623	205	207	211	217	224	231	237
第11段階	198	65	66	67	69	71	74	76
第12段階	352	116	117	119	123	126	130	135
第13段階								
第14段階								
第15段階								
第16段階								
第17段階								
第18段階								
第19段階								
第20段階								
第21段階								
第22段階								
第23段階								
第24段階								
第25段階								
合計	41,477	13,629	13,825	14,023	14,417	14,883	15,345	15,801
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	44,427	14,598	14,808	15,021	15,443	15,942	16,437	16,926
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C')	43,071	14,153	14,355	14,563	14,973	15,455	15,936	16,410

7. 保険料弾力化関係係数

		第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度				
保険料段階設定数		12	12	12	12	12	12	12
基準額に対する割合	第1段階	0.480	0.480	0.480	0.480	0.480	0.480	0.480
	第2段階	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700	0.700
	第3段階	0.730	0.730	0.730	0.730	0.730	0.730	0.730
	第4段階	0.880	0.880	0.880	0.880	0.880	0.880	0.880
	第5段階	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
	第6段階	1.140	1.140	1.140	1.140	1.140	1.140	1.140
	第7段階	1.250	1.250	1.250	1.250	1.250	1.250	1.250
	第8段階	1.450	1.450	1.450	1.450	1.450	1.450	1.450
	第9段階	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500
	第10段階	1.850	1.850	1.850	1.850	1.850	1.850	1.850
	第11段階	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000
	第12段階	2.150	2.150	2.150	2.150	2.150	2.150	2.150
	第13段階							
	第14段階							
	第15段階							
	第16段階							
	第17段階							
	第18段階							
	第19段階							
	第20段階							
	第21段階							
	第22段階							
	第23段階							
	第24段階							
	第25段階							
基準所得金額	第6段階と第7段階を区分	1,250,000			1,250,000			
	第7段階と第8段階を区分	2,000,000			2,000,000			
	第8段階と第9段階を区分	3,500,000			3,500,000			
	第9段階と第10段階を区分	4,500,000			4,500,000			
	第10段階と第11段階を区分	7,500,000			7,500,000			
	第11段階と第12段階を区分	10,000,000			10,000,000			
	第12段階と第13段階を区分							
	第13段階と第14段階を区分							
	第14段階と第15段階を区分							
	第15段階と第16段階を区分							
	第16段階と第17段階を区分							
	第17段階と第18段階を区分							
	第18段階と第19段階を区分							
	第19段階と第20段階を区分							
	第20段階と第21段階を区分							
	第21段階と第22段階を区分							
	第22段階と第23段階を区分							
	第23段階と第24段階を区分							
	第24段階と第25段階を区分							

(参考)標準段階区分

		第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度				
基準額に対する割合	第1段階	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
	第2段階	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
	第3段階	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
	第4段階	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
	第5段階	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	第6段階	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
	第7段階	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
	第8段階	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
	第9段階	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70
基準所得金額	第6段階と第7段階を区分	1,200,000			1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	第7段階と第8段階を区分	2,000,000			2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	第8段階と第9段階を区分	3,000,000			3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000